

高齢者虐待の防止のための指針

医療法人中山会
介護事業所共通

1. 基本的な考え方

高齢者虐待は身体的な虐待だけでなく、幅広く高齢者の尊厳を侵害する言葉や行動があることを理解し、職員一人ひとりが高齢者虐待防止に向けた意識を持ち、予防及び早期発見を徹底するため、本指標を策定し、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為で利用者の身体に外傷や痛みを与える又は、そのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者の養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

脅しや屈辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 委員会の委員長は介護福祉課課長が務める

(2) 委員会の委員は、各事業所の管理者、看護師、介護支援専門員、介護職員等とする

(3) 委員会は年2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する

(4) 委員会の審議事項

- ・虐待に対する基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。

- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ・従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- ・虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
- ・虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年に1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための指導を管理者から実施する。
- (3) 研修の実施内容については、実施要項、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員の場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 何よりも被虐待者の人権や権利、生命の保全を最優先する。

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

- (1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県に高齢者虐待への対応と擁護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に対応することとする

る。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業などの情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は「6. 虐待などが発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

職員、利用者、ご家族はじめ外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。また、ホームページにも公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則

この指針は、令和4年1月より施行する。